

## USTR が 2008 年外国貿易障壁報告書(NTE レポート)を公表

2008 年 3 月 31 日  
JETRO NY 澤井、横田

USTR は 28 日、2008 年外国貿易障壁報告書(National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers、NTE レポート)を議会に提出した(全 608 頁)<sup>1</sup>。

同報告書は、1974 年米国通商法 181 条に従い、USTR が、大統領及び議会に対して、外国(63 の国・地域等)の貿易制限的な政策・慣行等(貿易障壁)に関する報告を行うもの。例年 3 月末に公表される。同報告書には、米国のモノ、サービスの輸出、米国民による直接投資及び知的財産の保護に影響を与える「外国の貿易障壁」が取り上げられる。

このうち、知的財産保護に関しては、同報告書の内容が、通商法スペシャル 301 条報告の基礎となる。USTR は、同報告書の提出から 30 日以内に、「スペシャル 301 条報告書」を作成し、知的財産保護の不十分な国に対し「優先国」を特定し、調査及び協議を開始、協議が不調の場合は対抗措置(制裁)への手続を進めることとなる。

以下、2008年外国貿易障壁報告書のうち、我が国の知的財産関連分野に関する報告内容を詳述する。なお、同分野において、従前指摘のあった商標、地理的表示、営業秘密については項目ごと削除され、特許、著作権、国境措置の三点に絞られた。

### (総論)

ここ数年の記載ぶりとは異なり、本年の総括部分は、知的財産保護の日本の取り組みに引き続き改善が見られると評価しつつ、日米二国間協力を通じ、さらなる行動が求められる点があるとの簡素かつ一般的な記述に留まっている。

昨年同報告書<sup>2</sup>に関し、我が国政府として、特許訴訟手続、特許制度、著名商標保護、地理的表示保護、営業秘密の保護等に関し、米政府の指摘は当たらないと指摘<sup>3</sup>してきたが、本年の同報告書においては、特許について大幅な修正・削除(後掲)が行われるとともに、商標、地理的表示、営業秘密については分野ごと削られるなど、我が国のこれまでの指摘が奏功した内容。なお、本年の報告書は、昨年10月28日に日米両国間において交換された「日米規制改革及び競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書」<sup>4</sup>に、ほぼ沿った内容と言える。

<sup>1</sup> [http://www.ustr.gov/Document\\_Library/Reports\\_Publications/2008/2008\\_NTE\\_Report/Section\\_Index.html](http://www.ustr.gov/Document_Library/Reports_Publications/2008/2008_NTE_Report/Section_Index.html)

<sup>2</sup> 070402【米国 IP 情報】USTR が 2007 年外国貿易障壁報告書(NTE レポート)を公表 参照

<sup>3</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/ustr/pdfs/07\\_comment\\_j.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/ustr/pdfs/07_comment_j.pdf)

<sup>4</sup> [http://www.ustr.gov/assets/Document\\_Library/Reports\\_Publications/2007/asset\\_upload\\_file751\\_13383.pdf](http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Reports_Publications/2007/asset_upload_file751_13383.pdf)

## (特許)

特許に関しては、米国と同様の12ヶ月のグレースピリオド(GP:発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間)制度の採用とともに、昨年につき、権利付与の遅延に繋がる断片的な審査<sup>5</sup>の是正の二点を求めるのみ。12ヶ月GPの採用は、現在米議会において審議が続く特許改革法案に関し、米政府が議会に求めたトリガ一条項(先願主義の施行には日欧が米国型のGPを採用した後に行うとする経過措置)に呼応したものと言える。

また、従前長く指摘のあった我が国特許訴訟手続きについては、知財高裁の導入とともに知財に精通した調査官の配置に言及しつつ、訴訟期間の短縮を歓迎。引き続き、知財関連訴訟におけるコストや期間、実効性について注視していくとしている。

なお、昨年指摘のあったディスカバリー手続きを遵守させるための効果的手段の欠如、ディスカバリーで提示された秘密情報に対する適切な保護の欠如、狭いクレーム解釈、3年間の審査請求期間の再検討に係る記載は、前掲我が国政府としての反論が奏功し、今回の報告書の記述からは落ちている。特に、昨年、新たに追加された我が国審査請求制度に関する指摘が直ちに落ちたことは、我が国からの反論が功を奏したことに加え、日本国特許庁が進める日米審査協力施策に一定の理解が示されたこと、同審査請求制度の功罪について米側に定見の無いこと等を表していると言える。

## (著作権)

著作権については、第一に、昨年につき我が国のプロバイダ責任制限法が十分な保護を提供していない点に懸念を表し、特に「通知と削除(notice and takedown)」制度の簡素化に向けた改善を求めている。

また、著作権侵害時の法定損害賠償制度の導入に向けた民事訴訟法の改正、著作権侵害の非親告罪化、アクセス制御の解除を目的とした不正な行為に対する著作権法上の救済措置の強化、個人的利用の例外、著作権保護期間の延長等を求めている。

結語として、日本政府がこれらの事項に関し法改正に向けた取り組みを行っているとして、これを歓迎しつつ、そうした取り組みがオープンかつ透明性をもって行われ、全てのステークホルダーが意見を述べる機会が担保されるよう求めている。

---

<sup>5</sup>「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」に係る米側要望書においては、「断片的な」審査を防ぐための手続きを実施し、審査プロセスの最も早い段階ですべての妥当な拒絶理由を特定すべき」とされている。

(国境措置)

国境措置に関し、日本自らの国境措置の強化や主要貿易相手国による国境措置の改善に向けた日本の支援に着目しつつ、併せて、07年施行の関税定率法の改正<sup>6</sup>やG8、APEC、WTO/TRIPS理事会、日中韓3カ国関税局長・長官会議を通じた国際貢献に歓迎の意を表している。特に、関税定率法改正については、我が国著作権・著作隣接権侵害品を輸出禁制品リストに追加した点や、罰則水準を引き上げた点に言及している。

(了)

---

<sup>6</sup> 関税定率法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 17 号）  
<http://www.customs.go.jp/kaisei/horitsu.htm>